日本共産党市議会議員
おぜき栄子の
無料法律相談会
毎月第1火曜日（おぜき栄子事務所）

にこっと通信

第84号
2013年11月2日（日）

足利市田中町789
第3石川ビル3階
市議会議員
おぜき栄子
ホームページ　http://www.smileiko.net/
Eメール　smileiko@dl.dion.ne.jp

福祉を充実させ、市民が安心して暮らせる足利市に！

10月15日に鹿島山下通りのJRアンダーパスの工事現場を視察

9月議会報告

会期は、8月28日から9月25日でした。

主な議案

今議会では平成25年度の決算審査を行いました。

①一般会計補正予算
②放課後児童、教育・保育事業の条例制定
③平成25年度一般会計特別会計の決算審査

私は3つの議案と4つの決算の認定について下記の理由から反対をしました。

1．地方自治体に適正な税源の拡充を！

足利市市税条例等の改正の二つの問題点は、

①地方間の税収の水平調整のために法人市民税の税率を2．6％分（27年度6600万円、28年度から1億6000万円）を「地方法人税」として国税化し、相当分を地方交付税として配分するとしている。地方自治体間の財政力格差の是正は、国・地方間の税源配分を是正し、地方税の財源を拡充する中で行われるべきです。

市民負担増となる軽自動車税の引上げ！

②平成27年度からオートバイク（原付自転車）など12200台1400万円、平成28年度から、新規購入の軽自動車3000台1000万円を見込み、大幅に増税、消費税増税とともに二重の負担増を市民に押し付けるものです。

2．足利市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例は、地域型保育給付の対象となる家庭的保育事業（5人以下）、小規模保育事業（6人から19人、ABCと3タイプある）、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業（地域の子どもも対象）と多様な保育を条例化。

主な問題点は、

①保育の担い手は、小規模保育A型B型（19人以下の事業所内保育含む）を除いて、国基準どおりの保育士の資格要件を条件としていないこと。

②保育者の配置人数は、居宅訪問型保育事業等の保育士数は、最低でも複数を配置。

③給食は、外部搬入を可能としていること。安心、安全な自園調理が原則。

認可保育所基準に照らした自治体の努力が求められます。

子ども・子育て新制度

子どもの「最善の利益」のための努力を！

保育士資格を条件としない保育を条例化！

増税となる主な軽自動車など

オートバイク（原動機付自転車）
①オートバイク　2,000円（1,000円）
平成27年1月～
軽自動車（4輪）
②営業用　6,900円（5,500円）
自家用　10,800円（7,200円）
平成28年1月～新規購入時

3．足利市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（幼稚園・保育所（園）認定子ども園など）の運営に関する基準を定める条例の主な問題点は、

①情報公表に関すること。施設・事業の評価をする上で重要な指標である職員の常勤・非常勤の数、勤続年数、過去3年間の退職職員数、保護者会の実施状況の明記と財務諸表の公表などが必要。

②保育料（利用者負担）に関すること。「保育の向上を図る上で特に必要」と思われる経費、例えば英語教室などのオプション保育に関する上乗せ徴収が保護者同意の上で容認。また、日用品・文房具等の実費徴収についても保護者同意の上で容認。上乗せ徴収・実費徴収は家計状況の配慮がなされず一律に徴収される可能性があり、低所得者の負担がより重くなります。上乗せ徴収・実費徴収を保育料徴収としては、認めないようにするべきです。

保育料の上乗せ徴収は止めよ！

来年の4月から、子ども・子育て新制度が準備も不十分、保護者への説明も不十分の中、始まります。この10月からは、募集が始まりこれまでと同様の保育を受けることができるのかなど保護者の不安が出てきています。

借金（市債）ではなく、国に対して補助金の拡充を求めよ！

平成25年度足利市一般会計決算

歳入は、約506億円（前年度2．6％増）、**歳出**約487億円（前年度2．1％増）で、剰余金15億5000万円余。市債を発効せず、国に対して補助金等の拡大を強く求めるべきです。今年度も市税などの滞納整理のために預貯金などの差押さえ件数は、1110件。厳しい取立てを行うべきではありません。

平成24年、25年度の主な収入と歳出の比較

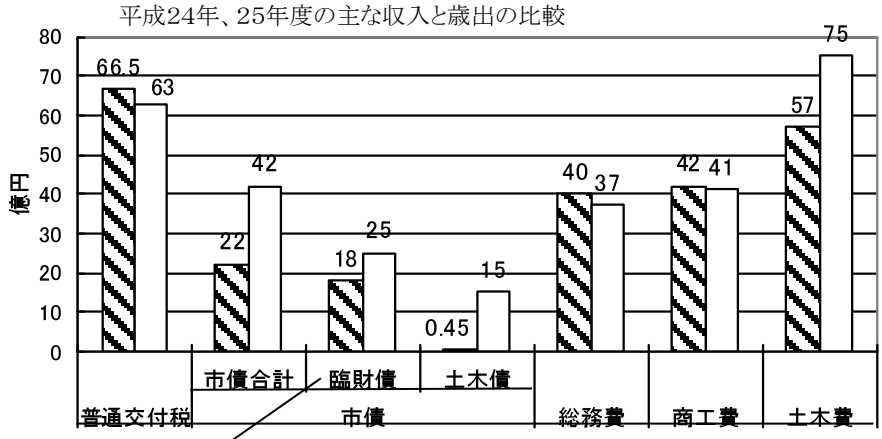

臨財債：
臨時財政対策債

総務費は、基幹系業務システムクラウド化事業により住民記録、税業務、国民健康保険などのシステムを一括管理を業務委託し、平成28年1月からマイナンバー制度がスタートします。市民には全くと言っていいほど知らされていません。外部委託によって大量の個人情報が流出した大手業者では情報管理の外部委託を止めています。市民のプライバシーが守られるかどうか疑問です。

商工費は、商工団体への委託したアンケート調査の結果、販売促進・新商品開発・制度融資などを希望。不況にあえぐ中小企業者の声に応えるべきです。

土木費は、おもにJRアンダーパスの鹿島・山下通り道路改良事業約11億円など道路改良事業中心。計画的な道路改良事業・歩道・自転車道の整備や学童保育などの施設整備などへの予算の組み換えが必要です。

サービス制限をやめよ！

足利市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算は、介護保険料の収入未済額約8000万円。介護保険料が高すぎて支払い困難者が1477人、そのうちサービスの制限を受けている高齢者は20人。介護保険料の引き下げをすすめ、サービスの制限はやめるべきです。

基金を使って大胆な国保税の引き下げを！

足利市国民健康保険特別会計（事業勘定）決算は、約8億円の剰余金が出て、国民健康保険財政調整基金に3億円を積立て、約5億円を翌年度に繰り越しました。問題なのは、高すぎる国保税が払えず、支払い困難者が8000世帯を超えた状態が続いていること。厳しい取り立ても行われています。基金は、22億円を超えています。国保税の大胆な引き下げが可能。保険証の取り上げも止めるべきです。

正規保険証の発行を！

後期高齢者医療特別会計決算は、直接支払う普通徴収の高齢者の未払い金は、約1400万円で支払困難者は、275人。その中で、短期間（6ヶ月）の保険証を発行されている高齢者が54人もいます。高齢者にやさしい保険制度に切り替えるべきです。

一般質問

1.子ども子育て支援「新制度」について

「新制度」は介護保険制度をモデルにしており、最大の特徴はこれまでの市町村の責任によって保育を提供する現物給付の制度を改め、利用者と事業者の直接契約を基点にする現物給付の仕組みへの変更です。市町村は、保育の契約に介入することはできないため、市町村の責任が後退し、保育の市場化に道が開かれることになります。

さらに「新制度」では、保育所、幼稚園、認定子ども園などの施設類型（定員20人以上）に加えて、新たに地域型保育の各事業類型（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の一部を除き定員19人以下）を導入。定員規模が小さいことを理由に、保育所などに比べて保育者の資格要件の緩和などが国基準に盛り込まれ、その結果、施設・事業によって保育に格差が持ち込まれました。

子どもの安心・安全な保育が守られるか！

おぜき：これまで公費（運営費）を保育園に支払ってきたために使途基準が明確であった。「新制度」は、認定子ども園などへの公費は、法定代理受領（名目は、保護者に支払う方法）に変更されるために使途基準が曖昧になり、事業者（営利企業など）が保育以外の目的に公費を使うおそれはないのか。

部長：公定価格は決まっており、保育士の給料、施設運営などを基準にしており、保育以外・利用者以外のものに使われることはない。

おぜき：新制度における保育従事者の基準は、一部を除いた小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型などは、研修のみでよく、保育士資格を要件としていない。今まで通りの保育士基準になるような努力が必要ではないか。

部長：保育士基準については、一定規模以上の施設は、保育士資格が必要。家庭的保育　で預かる場合は、必ずしも保育士資格を必要としない。

保育士資格要件が必ず必要！

- 認可外保育施設の死亡事故
  (保育士資格者の1／3で良い)
  2013年　15件
  対象人数　18万4959人
- 認可保育所の死亡事故
  2013年　4件
  対象人数　221万9581人

利用児童数では、認可保育所は、認可外保育所の12倍、単純比較死亡事故件数は、3．75倍、死亡事故発生率は、認可保育所の45倍（3．75倍×12倍）も高いことが明らかになっている。

＊厚労省発表「保育施設における事故報告集計」

2.市立中学校生徒の就労に係わる死亡事故に関する第三者調査員会からの報告書について

二度とこうした悲しい事故を起こさないために

第三者調査委員会は、調査報告書を市長に提出し、6月30日に全員協議会で調査報告の内容を説明。

事実経過

亡くなられたAさんを含め、平成16年から中学生の17人の就労の事実、中学生10人就労の可能性を認定。そのうちの15件は、学校が就労事実を認識し、多くは容認・黙認していたこと。

足利市内で生徒の就労が拡大した要因

①生徒同士の交友関係の中で、就労先に紹介する文化を形成したこと。

②「非行」傾向の生徒が学校や家庭に居場所がないと感じていたこと。

③「職場体験的活動」になじみのある文化の中で、就労を「職場体験」と捉え、教育的配慮から許容する認識が生じていたことなどにあったと考えられる。

生徒Aさんの就労を開始・継続した原因

①足利市内で多くの生徒が就労、生徒Aさんが「みんなが働いている」という意識を持っていたこと、②生徒同士で他の生徒を誘ったり、紹介したりする文化が存在していたこと、③生徒Aさんが中学校における別室指導、謝罪会などにより学校での居場所を喪失していたこと、④A中学校が生徒就労を「職場体験」として許容する姿勢など。

学校の事後対応

事故後緊急保護者会で書面による正確な説明を行われなかったこと、生徒全体の就労問題に焦点を当てた対策を行わなかったこと。市教委報告で記載された「保護者からの申し出」「職場体験中の事故」は誤認、調査対象の偏り、事実認定と分析が不十分、再発防止策も市教委独自の抜本的な改革案が示されず、対症療法であるなど経過・実態など問題点を指摘しました。

一方的な別室指導謝罪会はあってはならない

おぜき：生徒Aさんの就労の原因について、A中学校における別室指導、謝罪会等により学校での居場所を喪失していたと報告されている。教育委員会の見解は、どうか。

教育次長：もし一方的な反省の場というようなことであるとすれば、そういうことは断じてあってはならないこと。その子どもをより良くしていくために学校の教育活動を進めていく決意でおります。

「非行傾向」の子どもの居場所を急いで設置を！

おぜき：「非行傾向」の子どもを受け入れる体制として、相談員を先生のOBや民間から招き、心の相談室を学校にもう1つ増やせないか。

教育長・教育次長：様々なかたちで市単独の相談員を配置しているが、学校の需要に応じた形で再編を考えている。県のスクールカウンセラー等の増員を要望していく。学校教育相談室も第三者調査委員会の提言を受けて見直しをしているところであり、充実に向けて努力してゆきたい。

第三者調査委員会は、事故後の小中学校長期欠席児童生徒調査の中で、不登校の3人の生徒が学校行事に登校したが、服装が校則違反していると参加が認められず再び不登校になったと学校や市教委が有効な対策を講じていないと厳しく批判。小中学校の長期欠席児童生徒調査の継続と有効な対策を提案しているが対策をとっているかの質問に「それぞれの学校、で家庭訪問、子どもの様子を観察し対応している」と曖昧な答弁で終始。今後の対応を注視してゆきたい。